

令和3年7月31日

保護者の皆さまへ

大阪府立八尾北高等学校
校長 岡本 泰弘

緊急事態宣言下における教育活動について

日頃は、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、このたび8月2日から大阪府が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域とされることになりました。つきましては、府立学校における緊急事態宣言下の教育活動等について、教育庁からの通知を踏まえ下記のとおり引き続き教育活動を継続いたします。学校としては万全の感染症対策を続けてまいりますので、ご家庭におかれましても、引き続き健康観察、登校前の検温や健康管理、マスクの着用、手洗い・手指消毒の励行など感染防止対策を行った上で、登校をお願いいたします。

記

大阪府教育庁の府立学校への指示（抜粋・要旨）

■ 授業

- ・ 授業は、分散登校等を行わず、通常形態を継続する。

「進学セミナー・河合塾主催の全統マーク模試・公務員模擬試験等は予定通り実施。」

- ・ 感染リスクの高い教育活動は実施しない。

■ 部活動

- ・ 部活動は感染防止策を徹底しながら実施する。

「生徒どうしが近距離で向き合う活動・身体接触を伴う活動・大きな発声や激しい呼吸を伴う活動等感染リスクの高い活動は行わない。ただし、公式な大会等への出場に向けて、事故防止の観点から、これらの活動を行う必要がある場合は、最小限にとどめる」

- ・ 府県間の移動を伴う教育活動は感染防止策を徹底しながら実施する。

「合宿や府県間の移動を伴う練習試合（合同練習を含む。）等を行わない。」

「公式戦は感染防止策を徹底し実施。」

「府県間の移動を伴わない練習試合（合同練習を含む。）等は実施。」

■ 応募前職場見学・保育職業体験実習

- ・ 実施事業所との協議により実施の可否を決定するため、中止になる場合は、学校より個別に連絡いたします。

【本件に対する問い合わせ先】

教頭 雑賀 範子 電話 072-998-2100